

秋田県飲用井戸等衛生対策要領

1. 目的

この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられること等にかんがみ、飲用に供する井戸等及び他の水道から供給を受ける水を水源とし、水道法等の規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、これら井戸等について総合的な衛生確保を図ることを目的とする。

2. 実施主体

県	-----	生活衛生課・保健所
町村	-----	衛生担当課・水道担当課

3. 対象施設

この要領において対象とする施設は、秋田県内の町村に設置されている次に掲げる施設のいずれかであって水道法（対象：上水道、簡易水道、専用水道及び簡易専用水道）、秋田県小規模水道条例（対象：小規模水道）及び建築物の衛生的環境の確保に関する法律（対象：特定建築物）の適用を受けないもの（以下「飲用井戸等」という。）とする。

- (1) 個人住宅・寄宿舍・社宅・共同住宅等に居住する者に対して、飲用水を供給する井戸等の給水施設（表流水・湧水を水源とするものも含む。以下「一般飲用井戸等」という。）
- (2) 官公庁・学校・病院・店舗・工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（表流水・湧水を水源とするものも含む。以下「業務用飲用井戸等」という。）
- (3) 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模な貯水槽水道（以下「小規模貯水槽水道」という。）

4. 衛生確保対策の内容

(1) 対象施設の把握

県及び町村は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数について対象施設を把握するものとする。

①把握の方法

「一般飲用井戸等」

- ・ 町村営水道区域内 ----- 町村担当課
- ・ 組合営水道区域内 ----- 町村行政協力員等を通しての調査等
- ・ 水道未普及地域 ----- 町村行政協力員等を通しての調査等

「業務用飲用井戸等」

- ・ 公営施設 ----- 町村水道担当課・衛生担当課
- ・ 医療関係施設 ----- 保健所
- ・ 食品営業関係施設 ----- 保健所
- ・ 生活衛生関係営業施設(旅館・公衆浴場等) ・ ----- 保健所
- ・ その他の施設 ----- 町村水道担当課・衛生担当課

②把握の内容

「一般飲用井戸等」

- * 設置者
- * 設置場所
- * 利用形態(専用・併用)
- * 水源の種別(地下水・表流水・湧水)

「業務用飲用井戸等」

- * 設置者
- * 設置場所
- * 利用形態(専用・併用)
- * 水源の種別(地下水・表流水・湧水)
- * 水量の状況(十分・普通・不足)
- * 消毒設備(有・無)
- * 水質検査の実施(有・無)

「小規模貯水槽水道」

- * 設置者
- * 設置場所
- * 水槽有効容量
- * 供給水道施設名

(注) 「専用」 ----- 水道に加入しておらず、自家用の井戸等を設置して飲用に供しているもの

「併用」 ----- 水道に加入しているにもかかわらず、井戸等を併設し飲用に供しているもの

(2) 飲用井戸等の設置者に対する指導

県及び町村は、飲用井戸等の設置者若しくは管理者（以下「設置等」という。）に対し、次に掲げる基準に従い指導等を行うものとする。

①一般飲用井戸等及び業務用飲用井戸等

a) 管理

ア．設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が入らないよう適切な措置を講ずること。

イ．設置者等は、井戸の構造（井筒・ポンプ・井戸のふた等）並びに井戸周辺の清潔保持を図るため適宜点検を行うとともに、汚染源に対する防護措置を講ずること。

b) 水質検査

ア．一般飲用井戸等及び業務用飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、設置者等は、給水前に水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定めるすべての項目のうち、消毒副生成物を除いた項目の検査を行い、同省令に定める基準に適合することを確認すること。ただし、次の13項目（以下「定期検査項目」という。）以外は、地域的な状況から問題ないと判断される場合は省略することができる。

- ・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン
- ・有機物（全有機炭素（TOC）の量）・一般細菌・大腸菌
- ・pH値・臭気・味・色度・濁度・トリクロロエチレン
- ・テトラクロロエチレン

イ．一般飲用井戸等（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）及び業務用飲用井戸等の設置者等は、定期検査項目について、1年以内ごとに1回水質検査を行うこと。

また、これ以外のものについても、同様の検査を行うことが望ましいこと。

なお、町村は必要に応じて重点地域を選定し、定期検査項目について水質検査を行うものとする。

ウ．ア及びイの水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で行うものとする。

エ．設置者等は、水道法に基づく水質基準を超えた場合には、町村や保健所に連絡し指導を受けること。

②小規模貯水槽水道

a) 管理

ア. 設置者等は、年1回定期的に水槽の清掃を行うこと。

イ. 設置者等は、水槽等の施設を点検し、水の汚染防止に努めること。

ウ. 設置者等は、給水栓から出る水の色、濁り、臭い、味等に注意し、異常があれば必要な水質検査を行うこと。

エ. 設置者等は、供給している水が人の健康を害するおそれがあると思ったときは、直ちに給水を停止し、利用者や水道局、保健所などに連絡すること。

b) 水質検査

ア. 設置者等は、1年以内ごとに1回、その管理状況について検査（検査の内容は、簡易専用水道の定期検査に準ずるものとする。ただし、現場検査のうち書類検査を除く。）を受けること。

イ. 上記の検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で行うこと。

5. 汚染された飲用井戸等に対する措置

県及び町村は、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合、その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに必要な措置をとるものとする。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。